

# 住民税非課税世帯生活支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- この給付金は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、物価高騰の影響を特に強く受ける方々を支援するため、**住民税非課税世帯**を対象に **1世帯あたり**に **3万円**を給付するものです。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **3万円** + こども加算(こども1人あたり **2万円**)

## 支給対象・手続き方法

**支給対象世帯** 次の(1)・(2)のいずれかにあてはまる世帯)

**世帯全員が住民税が課税されている方の扶養を受けている場合は、受給できません。**

世帯の中に住民税が課税されている方からの扶養を受けている方がいたとしても、それが世帯全員でなければ支給対象となります。

### 支給対象(1)

基準日(令和6年**12月13日**)時点で  
大府市に住民登録があり、  
世帯全員の令和6年度の  
**住民税が非課税**の世帯

### 支給対象(2)

- ・DV等避難世帯
- ・死亡、離婚等による非課税世帯
- ・課税内容の変更によって非課税となった世帯 など

大府市から支給要件確認書が届きます。

書類に記載された

期限までに

返送が必要です

給付金  
のおしらせ

**申請が必要です**

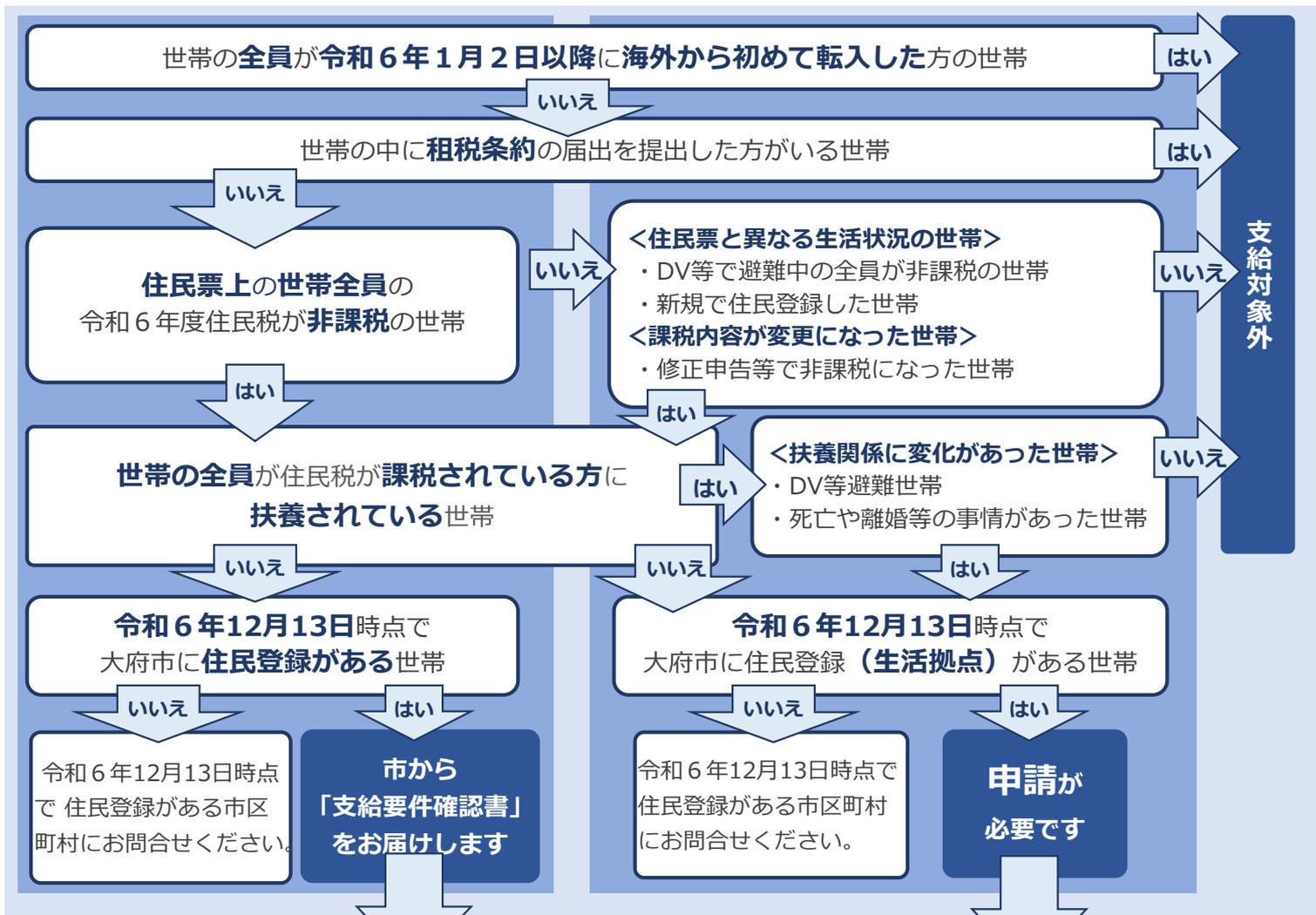
申請期間

令和7年2月 3日(月) から  
令和7年7月31日(木) まで



支給手続きの詳細は、裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き



市からお届けする「支給要件確認書」の内容を確認し、必要事項を記入し **確認書に記載された提出期日までに市に返送**してください

一定の要件に当てはまる場合には、支給対象になる場合があります

申請書及び申立書に必要事項を記入して **申請期限までに市に提出**してください

**令和7年2月3日(月)から  
令和7年7月31日(木)まで**

## 受付期間・場所

令和7年2月3日(月)～7月31日(木) 市役所1階 7番窓口(地域福祉課)

**重要** 「支給要件確認書」に記載された**提出期日**にご注意ください。

**!** 確認や申告の内容が誤っていた場合、支給済みの給付金の返還を求められることがあります。意図的に虚偽の確認をした場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

**!** 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください! 警察相談専用電話(#9110)

## お問い合わせ

大府市 住民税非課税世帯生活支援給付金 専用ダイヤル  
**令和7年7月31日(木)まで** ☎ 0562-85-3233  
**上の期間以外** ☎ 0562-45-6228

受付時間 平日9:00～17:00(水曜のみ19:00まで) 土・日・祝日を除く。)

